

電子取引データの訂正及び削除の防止にする事務理規定

第1（目的）

この規定は、電子帳簿保存法第7に規定する電子取引の取引情報に係る電磁的記の保存について、不正訂正及び削除の防止にし、必要な事項を定めることを目的とする。

第2（適用範）

この規定は、本EDIシステム（以下「システム」という）を利用して授受される、以下の書類に係る電磁的記に適用する。

1. 注文書
2. 注文請書
3. 請求明細（支通知書）

第3（管理責任者）

1. システムの運用及び管理にたっては、管理責任者1名を置くものとする。
2. 管理責任者は、〔理部長〕とする。
3. 管理責任者は、この規定の運用況を適宜確認し、必要にして規定の見直しを行う。

第4（データの訂正削除の禁止）

1. システムに保存された取引データは、原則として訂正及び削除を行わない。
2. やむを得ない理由によりデータの訂正又は削除が必要となった場合は、以下の手順によるものとする。
 - (1) 作成者による訂正削除理由の申告
 - (2) 管理責任者による承認
 - (3) システム上の履保持機能、又は修正前後が確認できる形式での保存

第5（保存期間）

システム上の電磁的記は、法人法その他の法に定める保存期間（原則として7年間）にわたり、適切に保存されるものとする。

第6（索機能の確保）

管理責任者は、務調査等の際に必要となる以下の索機能が適切に動作するよう管理する。

1. 取引年月日、取引金額、取引先による索
2. 日付又は金額の範指定による索
3. 2つ以上の任意の項目の組み合わせによる索

附則

この規定は、2026年2月1日から施行する。